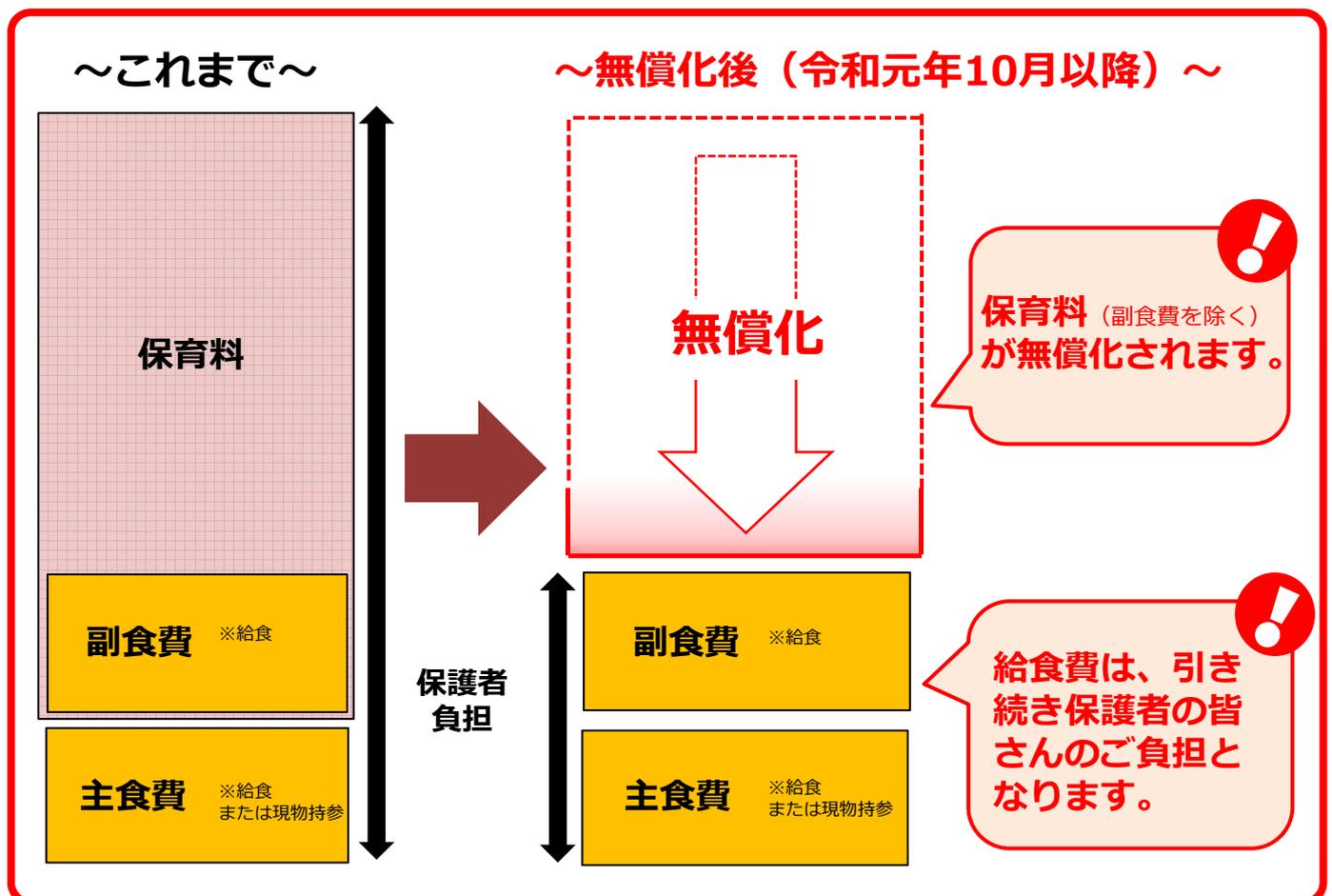


3～5歳児の保護者の皆さんへ

## 10月から、保育料が無償化されます

- 令和元（2019）年10月から、3～5歳のお子さんについては**保育料が無償化**されるため、市町村にお支払いいただく必要がなくなります。
- **保育園等の給食の材料にかかる費用（給食費）**については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育園等を利用する保護者も、自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、**無償化後も引き続き、保護者の皆さんのご負担となります。**



- 現在、3～5歳児の給食費は、**主食（お米等）分については直接、副食（おかず等）分については（保育料の一部として）市町村を通じて、保育園等にお支払い、または現物を持参していただいております。**
- 今般、幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆さんにご負担いただくことが原則です。ただし、無償化に伴い、**今後は、主食分と副食分の給食費をまとめて保育園等にお支払いいただくこととなりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。**